

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部一般廃棄物指導課（06-6630-3265）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般廃棄物収集運搬業者の事業に係る変更承認（増車）
概 要	大阪市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が事業の用に供する施設を変更する場合には、あらかじめ大阪市長の承認を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年4月1日規則第49号）第20条第2項 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html)
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 増車申請の必要性が判断できるだけの収集車両の稼働実績が確保されていること。</p> <p>○稼働実績の判定に当たっては、以下の項目を総合的に判定するものとする。</p> <p>イ) 申請者の承認車両中、増車申請された車種（以下「当該車種」という。）の申請直前、1週間についてそれぞれの車両ごとにおおむね1日当たり1台以上の稼働実績があること。</p> <p>ロ) イの期間中、増車申請前、1週間についての当該車種のそれぞれの車両ごとに1日当たりの稼働時間が概ね6時間以上であること。</p> <p>ハ) ロの稼働時間が8時間を越える場合には、収集作業員の労働条件改善の見地からも増車の必要性が推定されるものとする。</p> <p>ニ) 申請者の未承認車両の稼働実績については、当該車両と同一車種の実績についてのみ、イ～ハの考え方を準用する。</p> <p>ホ) 分別収集のため、又は、入札業務による一般廃棄物収集のために増車申請する場合は、承認車両で対応できない状況であること。</p> <p>(2) 記載事項変更承認申請書に添付する申請者の契約先の状況が記載内容どおりであること。</p> <p>(3) 承認車両増車申請書の増車理由中、上記(1)～(2)以外の理由については個々の場合毎に必要性が認定されること。</p> <p>○必要性の判断に当たっては、当該理由が廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係省令、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規則、並びに一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱等の規定の趣旨に適合していること。</p>
標準処理期間	60日間
経由日数	
提出先	環境局事業部一般廃棄物指導課
提出時期	随時
提出方法	環境局事業部一般廃棄物指導課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	環境局事業部一般廃棄物指導課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199496.html （要綱）
備 考	